

開 発 審 査 会 基 準 第 16 号

社会福祉施設

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する施設（以下「社会福祉施設」という。）のための開発行為又は建築行為で、申請の内容が、自己の業務用のもの（社会福祉施設の一部を他の社会福祉事業を営営する者が使用する場合を含む。）で、次の各項に該当するものとする。

- 1 当該施設の設置及び運営が別表に定める基準に適合しているとして、社会福祉施設の許認可権限を有する社会福祉施設担当部局（以下「社会福祉施設担当部局」という。）と十分な連絡調整がとれたものであること。
- 2 別表に掲げる施設のうち、福祉サービスを受ける通所者又は入所者（入居者を含む）が直接利用する施設であること。ただし、やむを得ず当該施設に附属して設けられる訪問介護ステーション等の社会福祉施設については、この限りではない。
- 3 次の各号のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 近隣に係る医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設と当該許可に係る社会福祉施設のそれぞれがもつ機能とが密接に連携しつつ立地又は運用する必要がある場合
 - (2) 当該施設を利用する者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要がある場合
 - (3) 当該施設が提供するサービスの特性から、当該申請地周辺の資源、環境等の活用が必要である場合
- 4 市の福祉施策及び都市計画の観点から支障がないものであること。
- 5 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

付 記

本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が3,000平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

市長は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

附 則

この基準は、平成22年 3月25日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年10月24日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年 4月16日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年 3月17日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年10月1日から施行する。

別表

関係法	施設名		設置及び運営基準等	社会福祉施設担当部局
(第1種社会福祉事業)				
生活保護法	救護施設		一宮市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例(令和2年一宮市条例第54号)	生活福祉課
	更正施設			
	授産施設			
	宿所提供施設			
児童福祉法	乳児院		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛知県条例第68号)	県 (児童家庭課)
	母子生活支援施設		一宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和2年一宮市条例第59条)	子ども家庭相談課
	児童養護施設		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛知県条例第68号)	県 (児童家庭課)
	児童心理治療施設			
	児童自立支援施設			
	障害児入所施設	福祉型障害児入所施設	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)	県 (障害福祉課)
医療型障害児入所施設				
老人福祉法	特別養護老人ホーム		一宮市養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和2年一宮市条例第56号)	介護保険課
	養護老人ホーム		一宮市養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和2年一宮市条例第56号)	高年福祉課
	軽費老人ホーム(ケアハウス)			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者支援施設		一宮市指定障害福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準等を定める条例(令和2年一宮市条例第52号)	障害福祉課
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	女性自立支援施設		女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛知県条例第67号)	県 (地域福祉課)
(第2種社会福祉事業)				
児童福祉法	障害児通所支援事業	児童発達支援	一宮市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和2年一宮市条例第50号)	障害福祉課
		医療型児童発達支援		
		放課後等デイサービス		
		障害児相談支援事業		
	児童自立生活援助事業		児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)、児童自立生活援助事業(自立支援ホーム)実施要綱(平成10年4月22日付け児発第344号厚生労働省児童家庭局長通知)	県 (児童家庭課)
	放課後児童健全育成事業		一宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26月一宮市条例第31号)	子育て支援課
	子育て短期支援事業		児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)	子ども家庭相談課
	乳児家庭全戸訪問事業		乳児家庭全戸訪問事業ガイドラインについて(平成21年3月16日付け雇児発第316001号)厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	健康支援課
	養育支援訪問事業		養育支援訪問事業ガイドラインについて(平成21年3月16日付け児発第316002号)厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	子ども家庭相談課
	地域子育て支援拠点事業		児童福祉法(昭和22年法律第164号)地域子育て支援拠点事業の実施について(令和6年3月30日付けこ成環第113号)こども家庭庁成育局長通知	保育課
	一時預かり事業		一時預かり事業の実施について(平成27年7月17日付け文科初第238号・雇児発0717第11号)文部科学省初等中等教育・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知	
	小規模住居型児童養育事業		児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)実施要綱(平成21年3月31日付け雇児発第331011号)厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	県 (児童家庭課)
	小規模保育事業		一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年一宮市条例第29号)	保育課

関係法	施設名		設置及び運営基準等	社会福祉施設担当部局
児童福祉法	病児保育事業		病児保育事業の実施について(平成27 年7 月17 日付け雇児発0717 第12 号) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	保育課
	子育て援助活動支援事業		子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施について(平成27 年5 月21 日付け雇児発0521 第14 号)厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	
	利用者支援事業 ※実施主体は原則、市町村		利用者支援事業ガイドラインについて(平成27 年5 月21 日付け雇児発0521第2号)、利用者支援事業の実施について(平成27 年5 月21 日付け雇児発0521第1号)厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	健康支援課
	助産施設		一宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和2年一宮市条例第59条)	子ども家庭相談課
	保育所		一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和2年一宮市条例第59号)	保育課
	児童厚生施設		一宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和2年一宮市条例第59号)／児童館の設置運営要綱(平成2年8月7日付け厚生省発児第123 号厚生事務次官通)、標準的児童遊園設置運営要綱(平成4 年3 月26 日付け児育第8 号厚生省児童家庭局育成課長通知)／児童館ガイドライン(平成23年3月31日付け雇児発0331第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)／一宮市児童厚生施設条例(昭和39年一宮市条例第14号)	子育て支援課
	児童家庭支援センター		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24 年愛知県条例第68 号)	県 (児童家庭課)
	里親支援センター			
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型認定こども園		一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(令和2年一宮市条例第60号)	保育課
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭日常生活支援事業		母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則(昭和39 年厚生省令第32号)	子ども家庭相談課
	父子家庭日常生活支援事業			
	寡婦日常生活支援事業			
	母子・父子福祉施設	母子・父子福祉センター 母子・父子休養ホーム	母子・父子福祉施設設置要綱(平成26 年9 月30 日付け厚生労働省発雇児0930 第 4 号厚生労働事務次官通知)	
老人福祉法 介護保険法	老人居宅介護等事業	訪問介護	一宮市指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例(令和2年一宮市条例第57号)	介護保険課
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
		夜間対応型訪問介護		
	小規模多機能型居宅介護事業			
	認知症対応型老人共同生活援助事業(認知症高齢者グループホーム)			
	老人デイサービスセンター	通所介護		
		認知症対応型通所介護		
		地域密着型通所介護		
	複合型サービス福祉事業			
	老人短期入所施設			
老人福祉センター	老人福祉法による老人福祉センター設置及び運営について(昭和52年社老第48号)		高年福祉課	
老人介護支援センター	老人(在宅)介護支援センターの運営について(平成18年老発第0331003号)別紙			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業	療養介護	一宮市指定障害福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準を定める条例(令和2年一宮市条例第52号)	障害福祉課
		生活介護		
		短期入所		
		自立訓練		

令和4年3月1日作成

関係法	施設名		設置及び運営基準等	社会福祉施設担当部局
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業	就労移行支援	一宮市指定障害福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準を定める条例(令和2年一宮市条例第52号)	障害福祉課
		就労継続支援(A型)		
		就労継続支援(B型)		
		共同生活援助		
	地域活動支援センター		一宮市指定障害福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準を定める条例(令和2年一宮市条例第52号)	障害福祉課
	福祉ホーム			
	一般相談支援事業(地域相談支援事業)		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号)	
特定相談支援事業(計画相談支援事業)		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)		
身体障害者福祉法	身体障害者生活訓練等事業		身体障害者福祉法施行規則(平成24年厚生労働省令第40号)	県 (障害福祉課)
	介助犬訓練施設		身体障害者補助犬法施行規則(平成14年厚生労働省令第127号)	
	聴導犬訓練施設			
	身体障害者福祉センター		身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)	
	補装具製作施設			
	盲導犬訓練施設		同／身体障害者補助犬法施行規則(平成14年厚生労働省令第127号)	
	視聴覚障害者情報提供施設		身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)	
社会福祉法	隣保館		隣保館の設備及び運営について(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号)別紙「隣保館設置運営要綱」	県 (人権推進課)
更正保護事業法	更生保護施設	継続保護事業	更正保護施設における処遇の基準等に関する規則(平成14年法務省令第37号)	国(名古屋保護観察所)
		一時保護事業		
		連絡助成事業		

令和7年10月1日作成

開発審査会基準第16号の運用基準

- 1 基準第1項の「社会福祉施設担当部局と十分な連絡調整がとれたもの」とは、計画規模が適正であり、開設見込みが確実であると社会福祉施設担当部局で確認が得られたものであること。
- 2 基準第3項第1号に規定する「医療施設、社会福祉施設等」とは、次の各号の一に該当するものであること。
 - (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は第2項に規定する診療所
 - (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する施設
 - (3) 老人福祉法（昭和38年法律133号）第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成9年法律第123号）第94条に規定する介護老人保健施設若しくは第107条に規定する介護医療院
- 3 基準第3項第2号に規定する「当該施設を利用する者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要がある場合」とは、次の各号の一に該当するもので、その必要性について、社会福祉施設担当部局で確認が得られたものであること。
 - (1) 通所又は当該施設からの通学時の安全確保に特に配慮を要する場合
 - (2) 施設の特性から安全を確保するため、静穏な環境を必要とする場合
 - (3) 運動場等を必要とする施設で市街化区域での用地確保が困難な場合
- 4 基準第3項第3号に該当する「当該申請地周辺の資源、環境等の活用が必要である場合」とは、次の各号の一に該当するもので、その効果について社会福祉施設担当部局で確認が得られたものであること。
 - (1) 当該申請地周辺の農林水産資源（農地・山林等、農林水産物及び当該生産者が有する技能等）又は温泉等の天然資源を活用する場合
 - (2) 当該申請地周辺のボランティア団体等の人的資源を活用する場合
 - (3) 当該申請地周辺の優れた自然環境を活用する場合

附 則

この運用基準は、平成22年3月25日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和7年10月1日から施行する。

開発許可又は建築許可チェック票

社会福祉施設＜一宮市開発審査会基準第 16 号＞

1	施設は、自己の業務用のもの（施設の一部を他の社会福祉事業を営業者が使用する場合を含む）で、次のいずれかに該当するものとする。 (1) 社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設 (2) 更生保護事業法第 2 条第 1 項に規定する更生保護事業の用に供する施設	
2	・設置及び運営が別表の国の定める基準に適合しているものであること。 ・社会福祉施設の許認可権限を有する「 社会福祉施設担当部局 」と 十分な連絡調整がとれたもの （＝計画規模が適正であり、開設見込みが確実であることが「社会福祉施設担当部局で確認が得られたもの」。）	
3	別表に掲げる施設のうち、福祉サービスを受ける通所者または入所者が直接利用する施設であること。 ＊ ただし、やむを得ず当該施設に付属して設けられる訪問介護ステーション等の社会福祉施設については、この限りではない。（複合型サービス福祉事業に含まれる場合を除き、訪問看護は不可。）	
4	次の各号のいずれかに該当するものであること。 (1) 近隣に關係する 医療施設、社会福祉施設等 が存在し、これらの施設と当該許可にかかる社会福祉施設のそれぞれがもつ機能とが密接に連携しつつ立地又は運用する必要がある場合 ＊ 医療施設、社会福祉施設等 とは、次の各号の一に該当するものであること。 (あ) 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は第 2 項に規定する診療所 (い) 社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設、又は更生施設 (う) 老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法第 94 条に規定する介護老人保健施設 (2) 当該施設を利用する者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要がある場合。 ＊ 次の各号の一に該当するもので、その必要性について「社会福祉施設担当部局」で確認が得られたもの。 (あ) 通所又は当該施設からの通学時の安全確保に特に配慮を要する場合 (い) 施設の特性から安全を確保するため、静穏な環境を必要とする場合 (う) 運動場等を必要とする施設で市街化区域での用地確保が困難な場合 (3) 当該施設が提供するサービスの特性から、当該申請地周辺の資源、環境等の活用が必要である場合。 ＊ 次の各号の一に該当するもので、その効果について「社会福祉施設担当部局」で確認が得られたもの。 (あ) 当該申請地周辺の農林水産資源（農地・山林等、農林水産物及び当該生産者が有する技能等）又は温泉等の天然資源を活用する場合 (い) 当該申請地周辺のボランティア団体等の人的資源を活用する場合 (う) 当該申請地周辺の優れた自然環境を活用する場合	「社会福祉施設担当部局（別表）」へに照会・確認 開発区域図（付近見取図）、医療機関等との協定書
5	市の福祉政策及び都市計画の観点から支障がないものであること。	市の福祉関係部局で確認 都市マス、都市計画施設等まちづくり部都市計画課で確認
6	申請敷地面積が、3,000 ㎡を超えるものは開発審査会にかかる。	土地登記簿謄本、測量図
7	他法令による許認可が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。（河川法許可、特定都市河川浸水被害対策法、都計法 53 条許可、水路占用許可、国道等施工承認等）	許可書等

＊ 詳細については、窓口でご相談下さい。

（一宮市建築部建築指導課 開発審査グループ TEL0586-28-8646）

更新日 R6.7.1